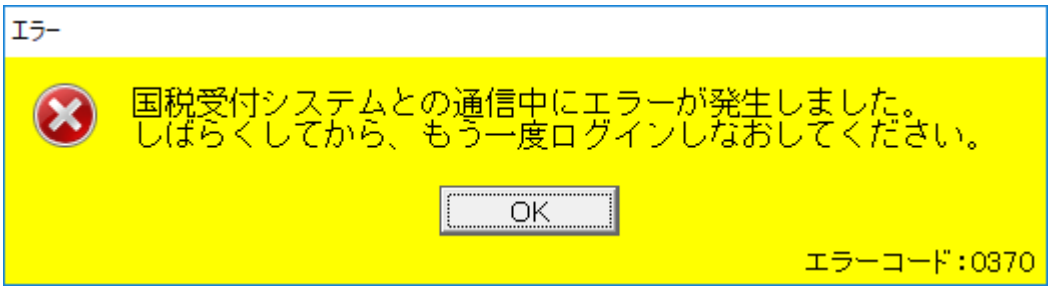
平成３０年１２月２７日
作成：株式会社ＴＫＣ

「納付情報登録依頼」の削除と「受信通知」の再受信の手順

国税の「受信通知」の確認時に、国税受付システムから「受信通知」を受信できず下記のエラーメッセージが表示された場合は、以下１、２の手順で、国税メッセージボックスの「納付情報登録依頼」を削除（ゴミ箱に移動）とＴＫＣシステムでの「受信通知」の再受信をお願いします。

＜エラーメッセージ＞



＜手順＞

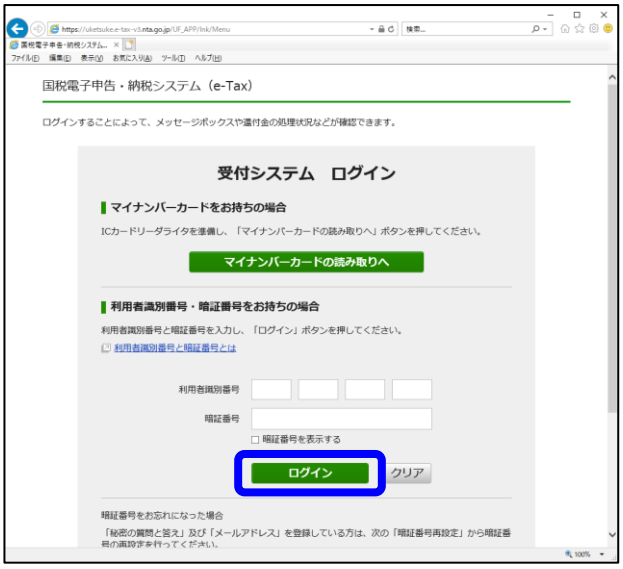
１．国税メッセージボックスの「納付情報登録依頼」を削除（ゴミ箱に移動）・・２頁
２．ＴＫＣシステムでの「受信通知」の再受信 ・・・・・・・・・・・・・・・・５頁

なお、下記の手順で、削除（ゴミ箱に移動）した「納付情報登録依頼」を元に戻せます。

（参考）国税メッセージボックスのゴミ箱から「納付情報登録依頼」を戻す・・６頁

１．国税メッセージボックスの「納付情報登録依頼」を削除（ゴミ箱に移動）

（1）国税ｅ－Ｔａｘ ＨＰのログイン画面を表示（接続）します。
（https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei）



（2）法人納税者の「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、［ログイン］ボタンをクリックします。

税理士(税理士法人)が納税者に代わって電子申告した場合は、税理士(税理士法人）の「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力します。



（3）メインメニューが表示されます。
メッセージボックス一覧の「確認画面へ」をクリックします。



（4）国税メッセージボックス一覧が表示されます。

（5）「納付情報登録依頼」の内容確認（開封済み）しなければ、ゴミ箱へ移動できません。
そのため、手続き名「納付情報登録依頼」をクリックし、「納付情報登録依頼」の内容を確認します。



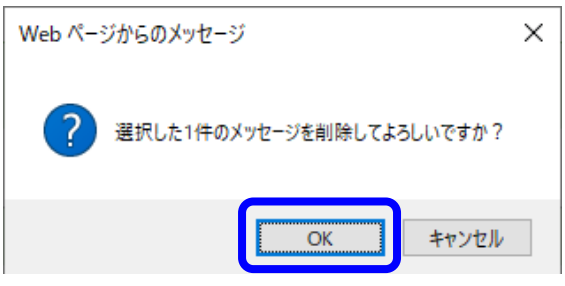
（6）左記のメール詳細（納付区分番号通知）が表示されます。
画面右上の「閉じる」ボタンをクリックします。



（7）国税メッセージボックス一覧に戻ります。
「納付情報登録依頼」の「選択」欄を、選択できるようになります。



（8）「納付情報登録依頼」の「選択」欄をクリックし選択します。
一覧右上の「ゴミ箱へ入れる」ボタンをクリックします。



（9）左記のメッセージが表示されます。
「ＯＫ」ボタンをクリックします。

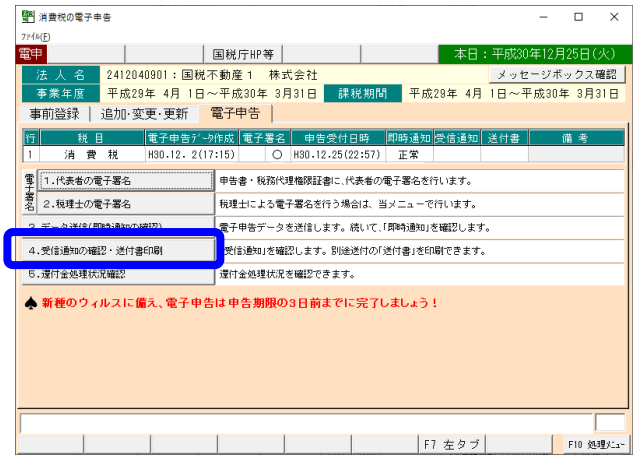


(10)左記の画面が表示されます。
「閉じる」をクリックします。

(11)ブラウザを×ボタン等で、終了してください。

※以上で、「納付情報登録依頼」を国税メッセージボックス内の「ゴミ箱」へ移動しました。
引き続き、ＴＫＣシステムで「受信通知」を再受信します。

２．ＴＫＣシステムでの「受信通知」の再受信



①メニュー「321.国税・地方税の電子申告」－「４．受信通知の確認・送付書印刷」をクリックします。

②ログイン画面が表示されます。

1)法人納税者が自ら電子申告した場合は、法人納税者の「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力します。

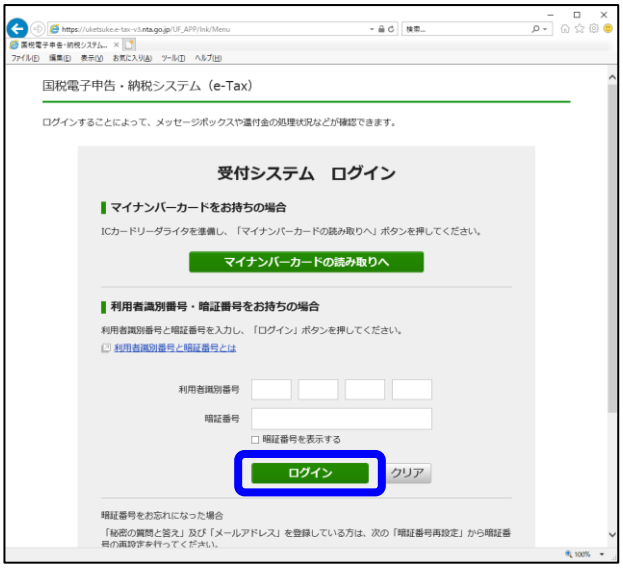
2)税理士(税理士法人)が納税者に代わって電子申告した場合は、税理士(税理士法人)の「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力します。

③「受信通知」を自動受信します。

※必要に応じて、国税メッセージボックスの「ゴミ箱」から「納付情報登録依頼」を元に戻します。電子納税（ダイレクト納付）を利用しない場合、戻す必要はありません。

（参考）国税メッセージボックスのゴミ箱から「納付情報登録依頼」を戻す

(1) 国税ｅ－Ｔａｘ ＨＰのログイン画面を表示（接続）します。
（https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei）

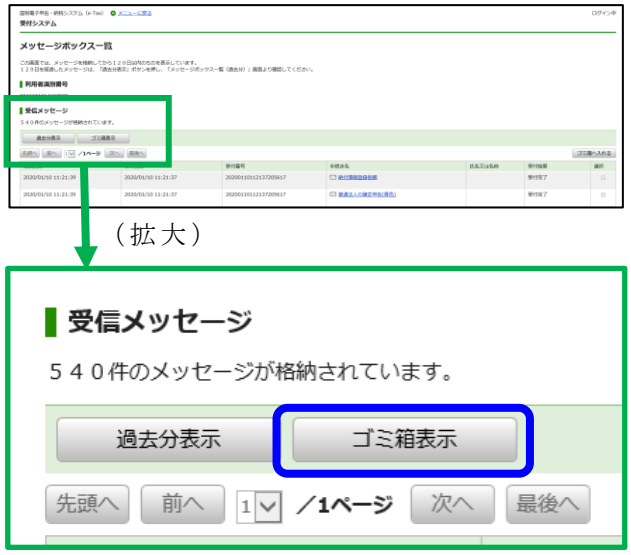


(2) 法人納税者の「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、［ログイン］ボタンをクリックします。

税理士(税理士法人)が納税者に代わって電子申告した場合は、税理士(税理士法人）の「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力します。



(3) メインメニューが表示されます。
メッセージボックス一覧の「確認画面へ」をクリックします。

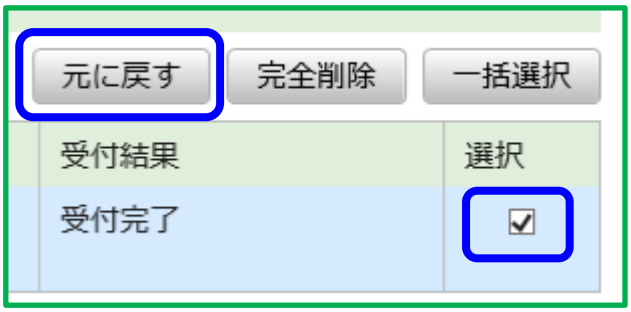


(4) 国税メッセージボックス一覧が表示されます。

(5) 画面左上の「ゴミ箱表示」ボタンをクリックします。

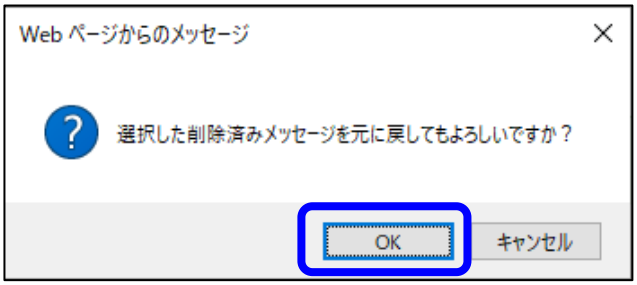


（拡大）



(6) 国税メッセージボックスの「ゴミ箱」内の一覧が表示されます。

(7) 元に戻す「納付情報登録依頼」の「選択」欄をクリック後、「元に戻す」ボタンをクリックします。



(8) 左記のメッセージが表示されます。
「ＯＫ」ボタンをクリックします。



(9) 左記の画面が表示されます。
「閉じる」ボタンをクリックします。

※ブラウザを×ボタン等で、終了してください。

以　上